

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令案 新旧対照条文 目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（附則第三条関係）	2
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（附則第三条関係）	3
○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（附則第三条関係）	4
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（附則第三条関係）	5
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（附則第四条関係）	6
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（附則第五条関係）	7
○ 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（附則第六条関係）	8
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（附則第七条関係）	9
○ 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）（附則第八条関係）	11
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（附則第九条関係）	12
○ 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）（附則第十条関係）	13
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（附則第十一条関係）	14

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令案新旧対照条文

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
政令 (略)	事務	政令 (略)	事務
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第号）</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用すること同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）</p>	(新設)	

○児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。</p> <p>（略）</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	<p>第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。</p> <p>（略）</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>（新設）</p>
<p>受けることができる給付</p>	<p>受けることができる給付</p>

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第二十条に規定する政令で定める給付等） 第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	<p>（略）</p>	<p>（法第二十条に規定する政令で定める給付等） 第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）
 （附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第七条の政令で定める給付等）</p> <p>第二条 法第七条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>		<p>（法第七条の政令で定める給付等）</p> <p>第二条 法第七条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	
<p>（略）</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p> <p>（略）</p>	<p>受けることができる給付</p>	<p>受けることができる給付</p>

○国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十六条第一項の政令で定める法令）</p> <p>第二十九条 法第五十六条第一項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 一七 （略）</p> <p>十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）</p>	<p>（法第五十六条第一項の政令で定める法令）</p> <p>第二十九条 法第五十六条第一項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 一七 （略）</p> <p>（新設）</p>

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平均給与月額額の算定における政令で定める数値）</p> <p>第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。</p> <p>2 前項の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当を除く。）の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（平均給与月額額の算定における政令で定める数値）</p> <p>第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。</p> <p>2 前項の給料の額に対する給与の月額額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当を除く。）の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。</p> <p>3 （略）</p>

○雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十七条第八項の政令で定める給付）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成十六年法律第百十二号）第六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）又は<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条</p> <p>五～九（略）</p>	<p>（法第三十七条第八項の政令で定める給付）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条、又は<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</u>（平成十六年法律第百十二号）第六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）</p> <p>五～九（略）</p>

○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養、医療等の範囲）</p> <p>第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十八 （略）</p> <p>十九 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条（非常勤消防団員に対する公務災害補償）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療、<u>消防法</u>（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十条（損害補償）（同法第百八十三条（準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養</p>	<p>（療養、医療等の範囲）</p> <p>第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十八 （略）</p> <p>十九 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条（非常勤消防団員に対する公務災害補償）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに<u>消防法</u>（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十条（損害補償）（同法第百八十三条（準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る</p>

並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条（損害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の費用の支給に係る療養

療養

二十〇二十三
(略)

○臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）
 （附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〽五十七 （略）</p> <p>五十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）</p>	<p>臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〽五十七 （略）</p> <p>（新設）</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百三十一（略）</p> <p>四百三十二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）</p> <p>四百三十三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）</p> <p>四百三十四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百三十二 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）</p> <p>四百三十三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）</p>

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）

（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十六条第二項の政令で定める給付）</p> <p>第八条 法第二十六条第二項の政令で定める給付は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、次に掲げる法律の規定のうち環境省令で定めるものに基づき支給される給付とする。</p> <p>一〇二十九（略）</p> <p>三〇 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）</p>	<p>（法第二十六条第二項の政令で定める給付）</p> <p>第八条 法第二十六条第二項の政令で定める給付は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、次に掲げる法律の規定のうち環境省令で定めるものに基づき支給される給付とする。</p> <p>一〇二十九（略）</p> <p>（新設）</p>

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令） 第六条 法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 一～二十 （略） 二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）</p>	<p>（法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令） 第六条 法第五十七条第一項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 一～二十 （略） （新設）</p>